

函館地区バドミントン協会審判委員会
〈平成 30 年度事業報告〉

H31.3.23

1 審判活動

- 1) 平成 30 年度の主催・共催大会における審判長、競技役員活動
- 2) 第 18 回全国小学生 A B C バドミントン大会 南北海道予選会 (6/23~24: 函館アリーナ) における審判員活動
- 3) JTB BADMINTON S/J LEAGUE 2018 (12/23: 函館アリーナ) における審判員活動

2 公認審判員資格に関して

- 1) 公認審判員資格取得講習会・検定会について
公認審判員資格講習会・検定会 (2・3 級・準 3 級) を実施。
 - ・公認審判員資格講習会・検定会 (2・3 級) を実施 [9/10 (日)] 3 級 10 名参加
 - ・同準 3 級検定会 (高校生対象) を実施 [10/27 (土) 28 日 (日)] 66 名参加
- 2) 公認審判資格登録・更新業務
総務・会計と協力して昨年度同様に業務を進めた。また、準 3 級から 3 級への資格移行手続きについての案内を行い、28 名の高校生の移行手続きを行った。

3 その他

今年度は 12 月に JTB BADMINTON S/J LEAGUE 2018 函館大会が行われ、審判に関しまして、中学校、高校の先生方を中心に多数の皆様にご協力を頂き、何とか無事に終了することができました。また、全国小学生 A B C バドミントン大会においても、多くの先生方にご協力いただきました。地区協会員の皆様にお礼申し上げます。

函館地区バドミントン協会審判委員会
〈平成 31 年度事業計画〉

31.3.23

1 審判活動

- 1) 平成 31 年度の主催・共催大会における審判長、競技役員活動
- 2) 第 71 回北海道高等学校バドミントン選手権大会 (6/11～14: 函館アリーナ) における審判員活動

2 公認審判員資格に関して

- 1) 公認審判員資格取得講習会・検定会について
 - ・公認審判員資格講習会・検定会 (2・3 級・準 3 級) を実施予定。(9 月中旬予定)
 - ・同準 3 級検定会 (中学生・高校生対象) を実施予定。(10 月下旬～11 月上旬予定)
- 2) 公認審判資格登録・更新業務
総務・会計と協力して昨年度同様に業務を進めたい。
- 3) 審判員資格審査会費用について

	1 級	2 級	3 級	準 3 級
審査料 (税込)	4, 3 2 0	3, 2 4 0	2, 1 6 0	1, 0 8 0
日本協会資格 登録料 (税込)	1 6, 2 0 0	8, 1 0 0	5, 4 0 0	0
北海道協会 事務手数料	2, 0 0 0	2, 0 0 0	2, 0 0 0	0
新規資格登録料 (税込)	2 2, 5 2 0	1 3, 3 4 0	9, 5 6 0	1, 0 8 0
現有資格更新料 (税込)	1 8, 2 0 0	1 0, 1 0 0	7, 4 0 0	—
有効年度 (取得年度から)	5 年	3 年	3 年	満 1 8 歳まで

単位円

※新規資格登録は審査料が必要になり、更新資格登録は審査料がかかりません。

3 その他

- 1) 函館アリーナの供用開始後、使用面数が最大 16 面 (メインアリーナ 12 面、サブアリーナ 4 面) となり、今後ますます審判員の数の確保が必要となるため、それぞれのカテゴリーで審判員の数を増やす努力をお願いします。
- 2) 函館地区で全道レベル以上の大会が開催される際には、大会の種類に拘わらず、審判団を一つのカテゴリーの審判員だけで構成することは非常に困難です。そのため、地区協会全体で全道大会を受けているという意識を持ち、すべてのカテゴリーで協力する体制づくりにご理解くださ

い。

- 3) 転勤、その他で審判登録されている住所を変更される場合は、必ず函館地区バドミントン協会事務局へご連絡ください。毎年、かなりの数の案内が事務局へ戻ってきています。
- 4) 平成27年度より、小学生の全国大会において、コーチングシートに座るためには公認審判員の資格が必要となりましたので、ご注意ください。
- 5) 審判資格をお持ちの方々に経験を積んでいただくために、各カテゴリーの大会において、主審および線審のお願いをします。
- 6) 昨年12月に開催されました世界バドミントン連盟（BWF）理事会にて、1.15mサービス高の固定が継続実施されることとなり、日本バドミントン協会（日バ）でも2019年度4月1日より競技規則が改定され施行されることとなりました。それに伴い、「公認審判員資格検定会講習会ルール教本」（緑本）にほかの改定部分も含め掲載し、すでに発行されている「2018-2019 競技規則」（赤本）に代わるものとなりました。

平成31年1月28日

競技審判部部員
公認レフェリー 各位
加盟団体

公益財団法人日本バドミントン協会
事業本部長 山田 順一郎

大会運営規程 第24条の改訂について

平素より本会の諸事業とりわけ第1種大会の運営と発展に対し、各別のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて最近、大会運営規程第24条に述べられている着衣上の文字列やロゴ、選手番号の表示に関する質問が、チームウェアを新調される際に数多く本会に寄せられるようになりました。また、新調されたチームウェア上の表示が大会運営規程第24条に遵守しているものかどうか疑義が持たれる表示も増えてまいりました。

同条はBWFの大会運営規程を基本に本会の独自性を加味し策定されたものでありますが、近年の国内におけるバドミントンという競技種目の社会的露出度が急激に増加している現状を鑑みた場合、今後は同条の理解度、周知を深めるとともに、独自性の部分も再検討していく必要性が叫ばれるようになりました。

それを受け、平成31年1月20日に開催されました「競技規則（諸規定集）ならびに公認審判員資格検定会講習会ルール教本編集委員会」で、大会運営規程第24条の改定について協議がなされ、別紙の改訂案が2019年4月1日より施行されることになりました。つきましては関係方面への周知徹底をよろしくお願いいたします。

大会運営規程 第4章 第24条の主な改訂点

- ・第24条(1)で背面の3行の文字列、背番号の色は単一色ですべて同色と定められた。(ただし、「3行の文字列と背番号の色は単一色ですべて同色とする」について、2019年度中は施行を猶予することになった。)
- ・第24条(1)①で背面の文字列にはロゴを含まないことが明言された。また、文字列は水平表示に限ることが明言された。
- ・第24条(1)④で背面の文字列、背番号は明瞭な文字、数字を使用し、文字、数字の色は上衣背面の文字列、背番号表示部分の色と明確に区別できる色とすることが明言された。
- ・第24条(2)①で上衣の前面の文字列の大きさは高さ10cm、横10cmの範囲内となった。
- ・第24条(2)①～③で上衣前面には上記の範囲内でチーム名、スポンサー名、広告のいずれかを表示することができ、複数行の文字列やチーム名、スポンサー名、広告に連動したロゴの表示も認められるようになった。さらに、文字列に装飾文字の使用や複数色の使用も認められるようになった。
- ・第24条(3)でノースリーブの上衣の場合のロゴ表示個所は、両袖に代わって小方になった。
- ・第24条(4)でショートパンツ、スカート、ワンピースの前面に表示できるスポンサーロゴ、チーム名、プレーヤー名、背番号の表示場所は「前面底部」と明言された。
- ・第24条(5)で医療用具メーカーのロゴはその数に入れないことになった。
- ・第24条(6)でリストバンド、バンダナ、サポータなどに表示できるスポンサーロゴ、チーム名、プレーヤー名、背番号と同じ番号の表示数と大きさが新しく規定された。

大会運営規程 第4章 第24条 (改訂案)

*赤文字の個所が改訂された部分です。

第24条 着衣上の背面、広告、ロゴなどの表示に関する取り決めについては、以下のとおりとする。

(1) ウェア (上衣) の背面には、単一色で3行までの文字列の表示と背番号の表示を認める。なお、3行の文字列と背番号の色は単一色ですべて同色とする。(「3行の文字列と背番号の色は単一色ですべて同色とする」について、2019年度中は施行を猶予する)

①文字列各行の大きさは、高さ6cm～10cm、横30cm以内とし、各行には、プレーヤー名、チーム名、スポンサー名、都道府県名等を水平表示するものとする。ただしプレーヤー名とチーム名など、異なる項目を同一行に表示することはできない。また、文字列にはロゴを含まないものとする。

②プレーヤー名、チーム名の表示が高さ6cm～10cm、横30cm以内の範囲に一行で表示ができない場合は複数行になっても構わない。ただし、その場合でも表示された複数行の文字列の高さの合計は6cm～10cmとする。

③背番号を表示する場合は、文字列の下中央部に表示するものとし、大きさは高さ15cm以内、一桁横7cm以内とし、二桁以内とする。

④文字列、背番号は明瞭な文字、数字を使用し、文字、数字の色は上衣背面の文字列、背番号表示部分の色と明確に区別できる色とする。

(2) ウェア (上衣) の前面には、複数行の文字列の表示と、前番号の表示を認める。

①複数行の文字列は、高さ10cm、横40cmの範囲内に納まるものとし、チーム名、スポンサー名、広告のいずれかを表示することができる。(文字列にはチーム名、スポンサー名、広告に連動したロゴを含めてもよい)

~~②文字列にはロゴを含まないものとする。~~

- ②文字列は装飾文字を使用してもよく、単一色と限定しない。
 - ③前番号はウェア（上衣）前面の胸下に背番号と同一番号をつけるものとする。大きさは高さ8 cm以内、一桁横4 cm以内とし、二桁以内とする。
- (3) ウェア（上衣）には、右襟、左襟、右袖、左袖（袖のない場合は、右肩前面、左肩前面）、ウェア前面の5ヵ所に3つまで、スポンサーロゴ、チーム名、プレーヤー名を表示することができる。ただし、1ヵ所に表示できるものは1つまでとする。
- ①1つのロゴの大きさは20 cm²以内とする。
 - ②上記3つのうち1つは50 cm²位内でも可とする。（メーカーロゴを除く）
 - ③メーカーロゴはその数に入れない。
- (4) ショートパンツ、スカート、ワンピースの前面底部に2つまでのスポンサーロゴ、チーム名、プレーヤー名、背番号と同じ番号を表示することができる。
- ①1つのロゴの大きさは20 cm²以内とする。
 - ②メーカーロゴはその数に入れない。
- (5) 各ソックス（対の一つ）には2つまで広告（メーカーロゴやマークを含む）を表示することができる。大きさは20 cm²以内とする。プレーヤーが正規のソックスは勿論、圧縮/サポートソックスを着用する場合も各脚/足には合計2つまで広告を表示することができる。（サポータなどの医療用具のメーカーロゴはその数に入れない）
- (6) アンダーウェア（上衣）、リストバンド、バンダナ、サポータなどの医療用具に1つまでのスポンサーロゴ、チーム名、プレーヤー名、背番号と同じ番号を表示することができる。
- ①1つのロゴの大きさは20 cm²以内とする。
 - ②メーカーロゴもその数に入れる。
- (7) 本会または、8連盟および各都道府県協会主催の大会については、上記(1)～(6)の規定内で各大会独自の表示規定を定めることができる。
- (8) プレーヤーは、違法な、抽象的な、本来商業的な、あるいは独断的で政治的または宗教的な意図のある、入れ墨や、ペイント、写し絵、その他それに類似したやり方のものを表に出してはいけない。（これは着衣ではない）
- (9) たばこの会社や製品に関する広告は禁止とする。